

令和3年12月8日

保護者様

尾張旭市立東栄小学校

校長 井田 寿

インフルエンザ治癒証明書について（お願い）

寒冷の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動の推進にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数が減少し落ち着きを見せる中、冬季を迎えインフルエンザの流行が心配されています。昨年、新型コロナウイルス感染症の感染リスク回避等の理由から、「インフルエンザの治癒証明書」の医療機関での発行が中止となりました。今年については、瀬戸旭医師会より「インフルエンザが治癒して登校する際は、治癒証明書が必要になる」との連絡がありましたのでお知らせいたします。

以下にインフルエンザと診断されてから治癒後の登校開始までの手順を示します。ご理解とご協力をお願いいたします。

インフルエンザと診断されてから治癒後の登校開始までの手順

- ① 病院で、インフルエンザと診断されたら、電話もしくは保護者アプリ（ホーム&スクール）で学校（担任）に連絡をしてください。感染を防ぐため、規定の期間を経過するまで、登校はできません（出席停止）。
 - ※ インフルエンザの出席停止期間は、『原則発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで』です。
- ② 感染の恐れがないと医師の診断を受けたら、治癒証明書を作成してもらい、登校開始時に担任へ提出してください。
 - ※ 治癒証明書の文書料等の費用は保護者負担になります。ご了承願います。
 - ※ 治癒証明書の様式に指定はありません。学校のホームページからダウンロードもできます。（東栄小学校→行事予定→治癒証明書）ご不明な点は学校までご連絡ください。

担 当 東栄小学校 教頭 浅井 力子

T E L 0561-53-2926